石川県産ブランド農林水産物「百万石の極み」ロゴマーク使用取扱要領 (制定 令和4年8月1日) (最終改定 令和4年12月1日)

(目的)

第1条 この要領は、石川県産ブランド農林水産物「百万石の極み」ロゴマーク (以下「ロゴマーク」という。)を適正かつ効果的に使用することにより、「百 万石の極み」の消費拡大や普及促進を図ることを目的として、ロゴマークの使 用に関し必要な事項を定めるものとする。

# (使用者)

- 第2条 ロゴマークは、石川県知事(以下「知事」という。)から「百万石の極 み」の認定を受けた者が使用することができる。
- 2 前項に掲げる者のほか、ロゴマーク使用を希望する者で、その使用方法が前 条に掲げる目的の達成に寄与するものとして知事が認めた者が使用すること ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- (1) 県が使用する場合
- (2)報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) その他、知事が申請の必要がないと判断した場合

# (使用申請)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者)という。)は、申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められると きは、ロゴマークの使用を許可し、許可通知書(様式第2号)及びロゴマーク のデザインデータを送付するものとする。
- 3 使用者は、第1項の申請の内容に変更が生じた場合は、変更申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、ロゴマークの使用の変更を許可し、変更許可通知書(様式第4号)を送付するものとする。

# (使用の態様)

- 第4条 ロゴマークは、「百万石の極み」の認定を受けた農林水産物等に貼り付けるシール、包装容器、包装箱等への表示のほか、PR資材(ポスター、ちらし等)に表示することが出来る。
- 2 ロゴマークのデザインは、別紙1 (VIマニュアル) のとおりとする。

## (使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

# (使用期間)

- 第6条 ロゴマークの使用期間は、原則として3年間とする。
- 2 前項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、使 用者は改めて申請書を提出しなければならない。

### (情報の公開)

第7条 知事は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、ロゴマークの使用許可の状況等について、情報を公開することができる。

### (使用状況の調査)

第8条 知事は、必要があると認める場合は、使用者にロゴマークの使用状況を 報告させ、又は調査することができる。

# (使用者の責任)

- 第9条 使用者は、ロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、責任者を置かなければならない。
- 2 使用者がロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補填等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

#### (使用の取消し等)

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可取消通知書(様式第5号)により、第3条の規定によるロゴマークの使用許可を取り消すことができる。
  - (1) この要領に定める事項に反し不適正なロゴマークの使用・表示が認められた場合。
  - (2) その他、マークの信頼性を損ねる行為が認められた場合。

# (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関して必要な事項については、別に知事が定める。

### 附則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

#### 附則

- 1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 ただし、この要領の施行日前に行ったロゴマークの使用は、この要領の相当 規定により行ったものとして、この要領を適用する。